

平成26年度第3回熊本県環境影響評価審査会

議 事 概 要

1 日 時

平成27年3月2日（月）午後2時から午後3時50分まで

2 場 所

熊本県庁行政棟本館5階審議会室

3 出席者

(1) 熊本県環境影響評価審査会

青木委員、井上委員、大坪委員、小林委員、副島委員、高野委員、田中綾子委員、田中均委員、張委員、中村委員、濱委員、逸見委員、皆川委員、村上委員、山本委員（15人中15人出席）

(2) 事務局（熊本県環境生活部環境局環境保全課）

川越課長、國徳審議員、橋本課長補佐、小林主任技師、宮崎主事

(3) 事業者等

10人

(4) 傍聴者等

傍聴者なし、報道関係者なし

4 議 題

(1) 天草広域連合「新ごみ処理施設整備に係る環境影響評価方法書」について

(2) 熊本県環境影響評価技術指針の改正（案）について

5 議事概要

(1) 天草広域連合「新ごみ処理施設整備に係る環境影響評価方法書」について

新ごみ処理施設整備に係る環境影響評価方法書について、事務局（環境保全課）から、今回の事業概要及び熊本県環境影響評価条例に基づくこれまでの手続の経過、今後の手続の流れについて説明。その後、審査会意見（案）について審議が行われた。審議の内容については、以下のとおり。

委 員

ページ毎に進めさせていただく。

1ページからいく。すべて〇〇委員だがどうか。

委員 すべて誤記なので、これでよい。

委員 2 ページ目もすべて誤記でよいか。
3 ページ目に進んで、まず〇〇委員。

委員 誤記なので良い。

委員 はい。次の〇〇委員はどうか。

委員 意見の中身が不明なのだが、これは今から検討されるということか。

委員 準備書の内容に反映するよう出す意見である。

委員 現時点でどういうのが出てくるのかわからないため、答えようがない。

委員 この意見に対して、事業者は準備書の内容に反映させたいということだが、どう反映するのか不明であるため、こちらとしては現時点では判断しづらい部分もある。どうするのか。

事務局 事業者からは、今から詳細な設計等に入っていく部分もあり、現時点では詳細を答えることができる段階にないと聞いている。

委員 では、意見を出して、対応結果、内容は準備書を見るしかないということか。

事務局 はい。

委員 はい、ではそのような形でお願いします。
次に4 ページに進んで、まず、〇〇委員。

委員 はい。

委員 これも先ほどと同じである。準備書の内容に反映するよう意見を出して、あとは対応結果、内容を準備書を見るしかない。
2 番目の雨水処理については〇〇委員はどうか。

委員 はい。

委員 いいですか。それでは、〇〇委員。

委員 はい。

委員 次の5ページの私の意見はこれでよい。
2番目、3番目もこれでよい。現地は天草市のはずれであり、単純に天草市全体と比べてはいけないという意味である。
6ページにいきまして、〇〇委員。

委員 これは記載していただくということでよいのか。

事務局 これは、説明がわかるように追記しなさいという意見である。

委員 はい。よろしく願います。

委員 よろしいか。わかるように説明を追記しなさいという意見を留意事項として出す。
7ページの考えを追記することという意見はこれでよいか。

委員 はい。

委員 その下の修正は単なる修正意見。
8ページに進んで、上の二つは私の意見。これは少し補足で説明するが、前回の現地調査の際には下の耕作放棄地は見えていなかったのだが、職場が近いので見に行ったところ、現地は結構よい自然環境の状況になっていた。1月に行ったので、まだ、植物が出たり、動物が活動している時期ではなかったのだが、それでもメダカサイズの魚やナガミノオニシバが生えていたので、追加で意見を出した。それに関しては適正に調査していただければ問題ない。
次の〇〇委員どうか。

委員 はい。

委員 これも検討を行うという段階なので意見事項として出す。
それでは9ページについて、これも同じような意見となっているが〇〇委員はどうか。

委員 はい。

委員 よろしいか。下の〇〇委員はどうか。

委員 はい。

委員 10ページにいて、〇〇委員はどうか。

委員 はい。

委員 よろしいか。11ページは、去年出たレッドリストを反映しなさいということで、〇〇委員、〇〇委員これでよろしいか。
12ページは、記載が間違っているのは修正事項で良いと思うが、〇〇委員の留意事項はこれでよろしいか。

委員 はい。

委員 はい。下は誤記だが、〇〇委員よろしいか。

委員 はい。

委員 はい、13ページは〇〇委員の意見についてどうか。

委員 はい。

委員 次に〇〇委員。

委員 はい。

委員 はい。私のは、これでよい。
では14ページで、最初の私の意見は、提出意見に記載している種だけではなく他にも鳥等の種名に間違いがあったため、再度見直していただきたい。
次の意見だが、皆さんと現地確認できなかった下の耕作放棄地等を適切に調査してくださいという意見であり、これは問題ない。
15ページにいて、植物の調査手法と誤記について〇〇委員はよろしいか。

委員 はい。

委員 16ページに進んで、〇〇委員はどうか。

委員 はい。

委員 私の意見はこれでよい。
17ページで、どちらとも〇〇委員だがよろしいか。

委員 はい。

委員 18ページで、私も〇〇委員も、海から景観を見なさい、陸からよりもむしろ海からの方がよく見えるのではないかという意見である。私はこれでよいが、〇〇委員はどうか。

委員 はい。

委員 はい。19ページの文化財に関して〇〇委員はどうか。

委員 一つ質問だが、平成25年に実施したボーリング調査の調査方法について教えていただきたい。コア抜きをしたかなど。

事務局 これは事業者から回答していただく。

事業者 コア抜きボーリングをしている。

委員 それを2か所したということか。

事業者 立会確認は2か所である。

委員 2か所で教育委員会が調査なしでよいとしたことが信じがたい。だいたい文化財があるかないかを定める事前審査で、通常は当該予定地の10%~20%を掘るのが普通。住居があるとか溝があるとかについては、縦に掘るボーリングにて分かるかということ、広域に掘らなければ絶対にわからない。このようなものは、普通は調査とも認められない。この調査結果から文化財がありませんということ自体が信じがたい結果である。そのため、もう少し事前の調査をしていただきたい。埋蔵文化財というのは地下に埋もれているから埋

蔵ということであって、地表をいくら歩いても分からないことも多い。それで、必ず試掘ということをするので、それをぜひ実施していただきたい。この埋蔵文化財包蔵地というのは、わかっている範囲であって、分かっていない遺跡というのはゴロゴロあるわけで、そのような危険性を含んでいるものであるため、試掘は、文化財の調査としてふさわしい面積、ふさわしい場所を実施していただきたい。もし、天草市教育委員会がボーリング2か所でもいいと言ったのであれば、天草市教育委員会にも、もう1回文化財の調査のやり方に対しては、考え方を改めていただきたいと考える。

また、発掘調査をしてからが本当は文化財の問題で、保存すべきものが出てきた時にどうするかというのが文化財の一番の問題。そのため、工事しながら調査して終わりということではなく、できれば事前に対策を講じるべきと考える。

委員

はい。

確認だが、現時点で調査には入っていないということか。極端に表現すれば、事前調査2か所が出なかったからもう調査しないということか。

事務局

調査しないということではなく、今後ボーリング調査をする際に立会確認を行うなど天草市教育委員会と一緒にやっていくと聞いている。

委員

事業者見解では試掘作業は行わないという見解になっている。

委員

この文書を読むと天草市文化課では調査はいつやるのか分からず、アセスの中でやるのか、アセス後に機会があったらやるのか、読み方が難しい。

委員

この段階で、いわゆる開発を行う際の文化財包蔵地等に疑われる場所で土木工事を行う時には、これは盛土工事も含むのだが、そのようなことを行う時には当該教育委員会が事前審査を行い、審査を行う際には試掘を行う。

だいたい試掘は予定範囲の最小でも10～20%の面積を広く掘って、そこで本当に住居の跡、柱の跡等の構造物がないか、あとは土器、石器等がないかをみるもので、その手続きがここでは欠落している。ボーリング調査だけで文化財がないと決めつけるのは、非常に考え難い。試掘等の結果から、文化財がないというのであれば

理解できるのだが、それをする可能性が失われているので、それを懸念している。

事務局

この点は再度事業者と相談させていただき、〇〇委員に相談させていただくということによろしいか。

委員

ここは再検討ということをお願いします。

事務局

天草市文化課の意見により左右されるべき項目と事務局として考えていた部分もあり、天草市文化課は調査はあまりしないで良いという中でどこまですべきなのか、なぜ天草市文化課はしなくていいと言っているのかを協議し、再度〇〇委員に御相談させていただきたい。

委員

試掘をしなくていいと言っている根拠が分からず、それが分かれば納得できるのかもしれない。

委員

天草市文化課に聞いてもらって、文化課としてそこまで手が回らず、事業者にやって欲しいという意味かもしれない。

委員

文化財の事前審査のための調査は、通常市町村教育委員会が行うものである。

委員

通常調査費用はどうなるのか。

委員

原因者負担が通例である。

委員

文化課がやるとなると事業者が予算配分するということか。

委員

そうである。また、専門職員でなければできない調査である。

委員

やはり天草市文化課と調整、相談した方がいいかもしれない。
これは留保ということによろしいか。
最後の20ページだが、これは意見事項として〇〇委員よろしいか。

委員

これだけでは分かりにくいかもしれないが、例えば、地下水であれば上流から下流に向けて、焼却施設と処分場が上下で並ぶ場合、左右で並ぶ場合によって捉え方は変わってくる。一緒に複合施設と

して評価する場合と、個別に評価する場合は施設の構成によって評価の方法が変わってくるので、そこを適正に考慮して評価していただきたい。

例えば、処分場のところでも発言したが、この敷地全体の上流と下流の関係があるが、処分場単独で見た場合は、処分場は敷地の真ん中ではなく横にあるため、上流下流の流れは違うはず。

ある時は複合施設一括で評価すべき時、またある時は個別に評価すべき時もあるため、そこを適正に理由付けをし、明記していただきたい。

委員

意見としては、個別か複合か利用を記載したうえで、個別または複合の予測をすべきということ。

よろしいですか。かなり駆け足となったがこれで全体が終了した。

文化財の件は留保となったが、この結果はメールかなにかで報告されるということか。

事務局

はい。まずは〇〇委員と相談させていただきたい。

委員

はい、ではその形をお願いします。

スムーズに進行できたが、文化財が難しい部分があった。これについては後日事務局から報告をお願いします。

他に全体を通して意見があればお願いしますが何かあるか。

本日の意見は資料4の様式にまとめて意見として出すことになる。これは再度各委員に確認するのか。

事務局

資料4の様式で出す場合は、意見の転記のみであるため、通常は会長のみを確認をお願いしている。

委員

はい。それでは私で確認し、押印する。

他に特になければ、これで審議を終了する。

(2) 熊本県環境影響評価技術指針の改正（案）について

熊本県環境影響評価技術指針の改正（案）について、事務局（環境保全課）から、改正の経緯、条例改正の概要、技術指針改正（案）の概要等について説明。その後、審議が行われた。審議の内容については、以下のとおり。

委員

確認したいのだが、大きくは平成23年に法が改正され、それに合わせて県の条例も改正した、当然国も法を改正したので指針を改正した、県も条例を改正したので指針を改正する必要があるということではないか。そうであれば、本日の資料に記載内容は、環境省の指針に準じているということによろしいか。

事務局

国の場合は、アセス法に基づき、道路であれば国交省など各省庁が主務省令を出している。それらの主務省令に沿って、本日の技術指針の（案）を作成しているため、県独自の部分は少なくなっている。

参考までに三段表を配布させていただいているが、左から「技術指針（旧）」、「技術指針（新）」、「環境省主務省令（最終処分場）」となっている。このように主務省令の記載内容を合わせた形で指針（案）を作成している。具体的なところはほとんど国の主務省令から記載している。

委員

全部見るのは大変かと思う。国の主務省令と合わせた形でやっているが、いくつか県独自のやつがあるということか。

事務局

その通り。基本的に主務省令に合わせているが、以前から熊本県独自の部分があったので、それはそのまま残している。指針制定時などに以前の熊本県アセス審査会で「ここはこうしよう」という意見があったものは、県独自のものは引き続き残している。

委員

今から全部これを見て意見を出すのは大変なのだが、資料8によって3月23日までに意見を事務局までに提出するというところによろしいか。

事務局

資料8によって3月23日までお願いしたい。

委員

はい。

委員の中で何か説明して欲しい内容はあるか。

委員

今回の意見照会は、どれについて意見を出せばいいのか。資料の構成はどうなっているのか。

事務局

紙ファイルにとじている内容の抜粋を資料5～6にまとめている。紙ファイルにとじている内容の意見でも構わないが、基本的に国に沿った制度であり、大きく何か御意見があれば、概要の方から

でも結構なので御意見いただきたい。

制度としてはこのような手続きで考えているが、例えば参考項目等の表で、ここに「○」が必要等の御意見等あればいただきたい。特に風力発電施設は今回の新規のものである。

これらの「○」の内容も各主務省令に定められた表の内容を主に使用している。

委員

風力発電の話が出たのだが、資料1のP5に対象事業一覧があるが、ここに風力発電は入っていない。

事務局

この5ページの対象事業に今後追加するということ。

委員

それが書いてあればわかりやすかった。

事務局

5ページの対象事業の表は現在の対象事業であり、まだ追加することが正式に決定していないため入っていない。

委員

5ページの5の発電所のところに風力発電が追加されるということか。また、対象事業が追加されるのは風力発電のみか。

事務局

そのとおりである。今回追加されるのは風力発電施設のみである。

委員

他にあるか。

委員

県内のあちらこちらで河川工事が行われているが、河川域の植物・鳥類の生息について、ヨシ原、竹林、崖地などに水鳥が営巣するなどがあるので気にしているところではある。

本日の説明の中で、河川ということが資料5の3ページ、資料6の別表に出てきているが、対象事業の中に河川という言葉がなく、河川への環境配慮はどこの扱いになるのか。

事務局

河川改修は、アセスのどの対象事業に当たるのかという意見かと思うが、資料1の5ページの対象事業の一覧の中で、河川改修としてアセスの対象となる可能性があるのは、ここの2番のダム・堰・放水路である。この規模以上でなければ条例アセスの対象となっていない。河川改修は公共事業が主であり、公共事業の場合は国、県、市町村など各事業主体に環境配慮をお願いしている状況。

なお、県の公共事業の場合は、500m以上の河川改修をする場

合は環境配慮をお願いするシステムを作っており、環境保全課が事務局となり関係課を集めて、工法や工事の影響を考えている。ただし、あくまでも県の事業のみが対象である。

委員 他の事業にはかからないのか。

事務局 はい。

委員 私は〇〇委員の意見は理解できる。条例にかかっていない事業は意見を言えない状況。

他に意見はあるか。

基本的には資料6を見ていただき、何かあれば意見を言っていたくということ。基本的には国に準じているので、そんなにはないかと思うが、県独自でこのようなことをした方がいいのではないかというのがあれば御意見いただきたい。

委員 この案を作られたのは、環境保全課が作成されたのか、外部の委員会のようなものを開かれて作成されたのか、どちらか。作業はどうされたのか。

事務局 これは、環境保全課で内容を検討したもの。

国の主務省令の表を出発点とし、国には入っていない文化財や水象など県独自で既に導入しているものを事務局で検討し、作成した。文化財等は以前の審査会で必要だという意見から、以前から県独自で追加したもの。

委員 別表の構成はどうなっているのか。

事務局 別表12が風力発電、別表13が最終処分場となっている。別表の中で追加・改正した部分は、下線を引いている。風力発電は今回新規のため、別表12はすべて下線を引いている状況。最終処分場は、水面埋立等今回追加・修正した部分のみに下線を引いている。

委員 今回大きく変わったのは風力の追加、放射性物質の取扱、配慮書となっている。配慮書に関する部分は、どう規定しているのか。

事務局 配慮書の部分は2条の2以降で今回追加している。これについては、法の記載に合わせている状況。

アセス制度自体が、法・条例が一体的に運用されているのも踏まえて、法の精神、規定を準用している。

委員

ほかにあるか。

委員

ソーラー発電は対象事業となるのか。

事務局

メガソーラーの事業は、資料1の5ページの対象事業の一覧の中で20番のその他の造成事業に該当する可能性がある。ここにあるように、50ha以上または地下水保全地域にあっては25ha以上の土地の造成がある場合は、アセスの対象事業となっている。

委員

確認だが、法の対象事業に「その他の造成事業」はあるのか。

事務局

法の対象事業に「その他の造成事業」はない。「その他の造成事業」だけでなく、14～20の事業すべて対象事業ではなく、県独自に対象としている状況。

委員

国にはないが県が対象事業としているということは、指針の中においても、国にない内容が県独自に指針に入っているということではないか。

事務局

はい。

委員

よろしいか。

事務局

〇〇委員におかれては、今の回答でよろしいか。現在の県のアセスではメガソーラーは、20番の「その他の造成事業」で対応しているという状況である。

委員

はい。最近は結構ソーラーが増えてきている。

事務局

相談が多い状況。

委員

風力発電は鳥の問題、人の健康の問題から新たに追加されたが、ソーラーは追加されていない。

他にあるか。

委員

現在、西原村に風力発電があるが、あれが一本立つくらいでアセ

スの対象となるのか。

事務局

西原村の風力発電の場合、約1,700kW／本程度だったかと思うので、1本のみでは対象とならないが、3本立てると総出力が5,000kW以上となるため、アセスの対象となる。本数ではなく総出力で考えるもの。

委員

産山の風力発電は1本だがどうか。

事務局

出力が小さいため対象外である。

委員

県内でかかる規模は、西原と小国の2か所。相当大きい風力発電でなければ対象とならない。

小さくても民家の近くにあったり、渡り鳥のルート上であったりすれば問題であるが。

ほかに何かあるか。

何かあれば、3月23日までに質問も含めて事務局まで出していたらと思う。

何もなければ、本日の審議はこれで終了する。

※配付資料

- ① 本資料
- ② 天草広域連合 新ごみ処理施設整備に係る環境影響評価方法書
- ③ 天草広域連合 新ごみ処理施設整備に係る環境影響評価方法書に対する審査会意見のとりまとめ（案）
- ④ 「〇〇〇事業」環境影響評価準備書に関する熊本県環境影響評価審査会意見（様式）
- ⑤ （参考）審査会意見形成に係る各委員の個別意見の取扱いについて
- ⑥ 熊本県環境影響評価技術指針の改正（案）の概要
- ⑦ 別表抜粋
- ⑧ 熊本県環境影響評価条例の改正概要
- ⑨ 熊本県環境影響評価技術指針の一部改正に係る意見について（照会）